

つくばみらい市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

つくばみらい市長 田代 浩

つくばみらい市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

つくばみらい市介護保険条例施行規則（平成18年つくばみらい市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第49条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による申請等）

第50条 市長は、第2条第1項第4号、第9条の2第2項、第10条、第11条、第21条第1項、第22条第1項、第23条第2項及び第24条第1項の規定による申請等について、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項に規定する申請等については、つくばみらい市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第8号）第3条第1項から第3項まで並びにつくばみらい市長に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年つくばみらい市規則第11号）第3条第1項から第3項まで、第6項及び第7項の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。